



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

689	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	1
690	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	1
691	生活保護法による指定医療機関の辞退	(").....	2
692	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
693	生活保護法による施術機関の指定	(").....	3
694	一般競争入札による落札者の決定	(医務課).....	3
695	令和6年度五百原県有林間伐事業及び令和6年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(森林整備課).....	3
696	保安林の指定の解除予定	(").....	5
697	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	6
698	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
699	道路の供用開始	(").....	6
700	道路の区域変更	(").....	7
701	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	7
702	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	8
703	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8

○ 選挙管理委員会告示

32	令和5年和歌山県選挙管理委員会告示第93号（和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）の訂正	9
----	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西医新 35-26	大附診療所	西牟婁郡すさみ町大附254-2	令和 6. 4. 30
紀薬新 42-03	調剤薬局ツルハドラッグ粉河店	紀の川市粉河941-1	令和 6. 5. 19

和歌山県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしゅ倶楽部田辺第3事業所	田辺市片町80-1 中央ビル2階	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.6.30
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市里198-1	ケアセンターおたっしゅ倶楽部新宮事業所	新宮市蜂伏12-17	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.5.31
和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市里198-1	ケアセンターおたっしゅ倶楽部伊都・橋本ケアプランセンター	橋本市高野口町伏原243	居宅介護支援	令和4.5.31
有限会社まごころ	田辺市中辺路栗栖川275-1	古道まごころ	田辺市中辺路栗栖川275-1	訪問介護・介護予防訪問介護	令和6.2.29
医療法人北斗大洋会	東牟婁郡那智勝浦町宇久井714-3	訪問リハビリテーションルピナス	東牟婁郡那智勝浦町宇久井714-3	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	令和6.3.31

和歌山県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	名称	所在地	辞退年月日
伊医新23-26	かつらぎ町国民健康保険天野診療所	伊都郡かつらぎ町下天野942-1	令和6.5.31

和歌山県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日

紀訪新 15-06	株式会社ASXEED	和歌山市有家377-7	訪問看護ステーションNICO紀ノ川	紀の川市下井阪605	令和 6.5.1
田訪新 22-06	株式会社グリーン	田辺市上万呂3 グラ ン・ジュテ101	訪問看護ステーション ほがらか	田辺市上万呂3 グラ ン・ジュテ101	令和 6.6.1

和歌山県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
橋は新 13-06	宮本寛史	橋本市紀見ヶ丘一丁目10-5（はり・きゅう）	令和 6.6.10

和歌山県告示第694号

令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る調達の名称及び数量

令和6年度及び令和7年度和歌山県立こころの医療センター電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地

3 落札者を決定した日

令和6年6月19日

4 落札者の氏名及び住所

コスモエネルギーソリューションズ株式会社
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号

5 落札金額

45,284,848円（うち消費税及び地方消費税の額4,116,804円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年5月7日

和歌山県告示第695号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づ

き、令和6年度五百原県有林間伐事業及び令和6年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

- ア 令和6年度五百原第1号五百原県有林間伐事業
- イ 令和6年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業

(2) 履行期限

- ア 令和6年度五百原第1号五百原県有林間伐事業
令和6年12月23日（月）まで
- イ 令和6年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業
令和6年12月23日（月）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和6年7月5日（金）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (8) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
- (9) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
- (10) (9)の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和5年10月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、提出日におい

て発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

カ 2 (8) から (10) までの要件を満たしていることが確認できる書類の写し

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年7月5日（金）から同月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行うものとする。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年7月5日（金）から同月10日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年7月5日（金）から同月11日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあつては、令和6年7月11日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2981

ファクシミリ番号 073-432-5850

電子メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和6年7月16日（火）までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第696号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字伊藤川字靱谷172の2、174の5、174の7から174の10まで、蛇ノ谷178の3、179の4、180、立岩181の1、182の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第697号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日高印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字印南原字藤藪3846番地先から同町大字印南原字藤藪3849番1地先まで	旧	5.75 } 13.20	84.97	
同上	新	6.60 } 13.43	84.97	

和歌山県告示第699号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字印南原字藤藪3846番地先から同町大字印南原字藤藪3849番1地先まで

供用開始の期日 令和6年7月5日

和歌山県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町久木字堂之前329番1地先から同町久木字津本648番5地先まで	旧	4.86 } 12.69	263.88	
同上	新	9.00 } 18.63	264.64	

和歌山県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年5月25日付け和歌山県告示第616号、平成26年1月31日付け和歌山県告示第88号、平成28年6月14日付け和歌山県告示第660号、平成29年10月24日付け和歌山県告示第1354号及び平成30年7月17日付け和歌山県告示第822号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊、土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

向芝（I-1906）、橋ノ前（I-1909）、向地（I-1934）、奥の谷（I-1947）、浦神（5）（I-1950）、小阪（I-1951）、城山（I-1955）、南大居3（I-4690）、岩屋崎1（I-4705）、天女谷（8-421-1-071）、天女谷左支溪（8-421-2-083）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

向芝（I-1906）、橋ノ前（I-1909）、向地（I-1934）、奥の谷（I-1947）、浦神（5）（I-1950）、小阪（I-1951）、城山（I-1955）、南大居3（I-4690）、岩屋崎1（I-4705）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

天女谷（8-421-1-071）、中地川右支溪（8-421-1-901）、天女谷左支溪（8-421-2-083）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第703号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3678	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝835番3の一部、856番1の一部	田辺市文里二丁目23番39号 株式会社丸和産業 代表取締役 坂口和也	令和 6.6.18	6.00 6.00	41.12 14.00

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和5年和歌山県選挙管理委員会告示第93号（和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

令和6年7月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

令和5年和歌山県選挙管理委員会告示第93号における収支報告書の要旨のうち、日高郡選挙区候補者富安民夫の第1回報告分の収入の欄中

「興政同友会	政治団体	1,000,000円	
自由民主党和歌山県支部連合会	政党	500,000円」	を
「自由民主党和歌山県支部連合会	政党	500,000円」に、	「その他の収入
	1,000,000円」を	「その他の収入	2,000,000円」に訂正

する。